

#### ④類似事例や知見を踏まえた比較考量

類似事例や知見には、既存研究・実験例等により得られた多くの閾値や評価結果がある。

#### イ 見解のとりまとめ

保全対象ごとに、先に設定した重要度区分（価値区分）及び保全水準を明記し、主な影響の種類とその予測結果を再掲した上で、達成の程度（判定結果）と判定理由を記し、見解シートを作成する。

なお、事業計画案又は保全対策案が複数ある場合は、その違いを備考欄に明記し、それぞれ別々に見解シートを作成するなど、検討の経緯が分かるように取りまとめることが望ましい。

### 16-7 環境保全措置

先の保全目標の達成の程度の確認において、保全目標の達成が不十分とされた場合には、有効性やあいまい性に十分留意して、所要の保全対策を講じる。

なお、講じることとした保全対策については、その概要と期待される保全上の効果等を具体的に分かりやすく説明する。

#### 1 環境保全措置の検討

環境保全措置に関しては、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う触れ合い活動の場への影響を可能な限り回避・低減するための措置を検討し、どうしても回避・低減が困難な場合は、対象事業の実施により損なわれる環境の価値を代償するための措置を検討する。

環境保全措置は、対象事業の計画策定の過程又は環境影響評価の結果を基に、触れ合い活動の場への影響を回避・低減又は代償するための措置として検討する。

また、環境保全措置の検討に当たっては、地域の自然的・社会的特性を十分に踏まえて、何を保護し、どのような影響をどこまで軽減するための保全対策であるかを明確にすることが重要である。

なお、影響の種類や程度によっては、事業計画の抜本的な変更が必要となる場合もある。また、保全水準を達成出来ると判定した場合であっても、より一層の保全対策を講じることが望ましい。

なお、具体的な保全対策の例は、次のとおり。

##### 【回避・低減】

- 区域の変更、造成計画の変更等により、触れ合い活動の場又は触れ合い活動の場へのアクセスルートが直接改変域から外す。
- 区域の変更、造成計画の変更等により、触れ合い活動の場の直接改変部分をできる限り少なくする、又は核心部分を外す。
- 改変した触れ合い活動の場について、現在の状態に近い形態での整備を行う。
- 触れ合い活動の場の利用環境に配慮した工事車両の運行を行う。
- 触れ合い活動の場及びその周囲の環境に配慮した工程計画や工事方法をとする。
- 触れ合い活動の場への影響を及ぼす対象事業実施区域を縮小し、又は変更する。
- 一時的に触れ合い活動の場を改変した場合は、速やかに現状復元する。

##### 【代償】

- アクセスルートを新たに整備する。
- 触れ合い活動の場やそのアクセスルート等を改変する場合は、その質的・量的な検

討を加え他に新たに創出する。

## 2 検討結果の検証

環境保全措置の内容を次の観点から検討を行い、事業者により実行可能な範囲内で対象事業の実施に伴う触れ合い活動の場への影響が可能な限り回避・低減又は代償されているかを検証する。

(1) 環境保全措置についての複数案の比較検討

(2) 実行可能なより良い技術が取り入れられているかの検討

複数案の比較に当たっては、実行可能性と技術的信頼性等に係る適切な比較項目を設定し、必要に応じてマトリックス評価表等を作成することによって、優劣又は順位付けができるように工夫する。

○環境保全措置の実施に当たり、法令等の基準に照らして問題がないこと。

○環境保全措置の内容が、他の類似事例に照らして妥当であること。

○アクセスルート等の用地が確保できるなど物理的にみて事業者が実施可能であること。

○環境保全措置の実施に伴う安全性が確保でき、また、他の環境要素への影響についても問題がないこと。

## 16-8 事後調査

### 1 事後調査の項目

事後調査の項目は、環境影響評価の項目を基本とする。ただし、環境影響評価の結果、環境影響がないか又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合は、当該項目を削除するものとする。

### 2 事後調査の手法

事後調査の手法は、現況の調査手法に準じる。

### 3 事後調査の期間等

事後調査は、予測対象時期と同様な時期に行い、予測及び評価の結果と事後調査結果の比較検討ができる期間とする。

工事の実施においては、工事の実施期間中とする。

土地又は工作物の存在及び供用においては、工作物の完成後の事業特性や触れ合い活動の場の特性を考慮して適切に設定する。

### 4 事後調査結果の検討

事後調査の結果は、予測及び評価の結果と比較検討する。これらの結果が著しく異なる場合は、その原因を検討、究明する。

また、事後調査結果を検討した結果、触れ合い活動の場への影響が大きいと判断された場合は、新たな環境保全措置の検討を行う。